国会で審議されている「安保関連法案」は、憲法違反の「戦争法案」です。

現在、「安保関連法案」は、11本の法律案が2本立てで国会に提出され、審議されています。

この法案の主なポイント

point 1 周辺事態法を改定して重要影響事態法に

これまで日本の「周辺」に限って、米軍の戦争を自衛隊は後方支援するとしてきましたが、これからは世界中どこででも米軍の支援をできるようにしようとしています。

point 2 国際平和支援法（恒久法）の制定

国際紛争にさいして、自衛隊を海外に派兵し米軍などの**後方支援活動**をできるようにするものです。これまでは「特別措置法」をそのつど制定してきましたが、「恒久法」であるこの法律ができると、自衛隊は主として政府の判断で海外で活動することになります。

point 3 国際平和協力法の改定

PKO（国連平和維持）活動に参加する自衛隊の業務を拡大するとともに、そのための**武器使用**を認めます。国連の統括しない活動にまで参加できるとしています。

point 4 武力攻撃事態法の改定

我が国が攻撃されていないのに、我が国の存立が脅かされる場合があるとして、**集団的自衛権**を行使できるとしています。日本からの武力行使、すなわち日本から戦争を始めることになります。

ココが違憲だ！

後方支援活動

今回の法案では、海外で他国の武力行使を支援する後方支援活動を拡大しています。これまで自衛隊は、現に戦闘が行われず、また今後も戦闘行為が行われないという「非戦闘地域」に限って活動をしていました。また、武器・弾薬の提供や戦闘のために発進準備中の航空機への給油は許されませんでした。ところが今回、他国が現に戦闘行為を行っている現場でなければ自衛隊は活動でき、また弾薬の提供や発進準備中の航空機への給油もできるようにしています。国際的には「兵站（へいたん）」と呼ばれる活動を本格化するもので、もちろん相手側からの攻撃対象となるでしょう。

2008年4月、名古屋高等裁判所は、自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸することは、他国による武力行使と一体化した行動であって、憲法違反だと断じています。

集団的自衛権

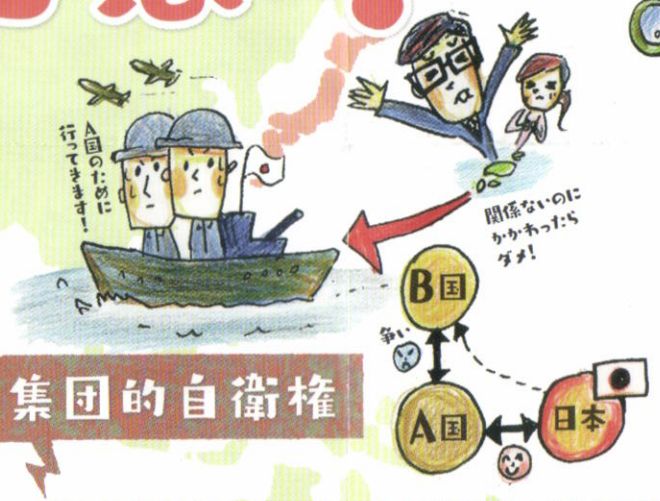

「戦力」の保持を禁じる憲法9条のもと、自衛隊を持つこと自体に強い批判がありました。そのようななか、日本政府は長らく、「憲法9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛しうるために必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」と説明してきました。

しかし今回の法案では、日本が武力攻撃を受けていなくとも日本と密接な関係にある国が攻撃を受け、日本の存立が脅かされるなら、日本も武力行使できるようにしようとしています。日本の存立が脅かされたかどうかは、専ら政府によって判断されます。そもそも、これまで憲法上できないとしてきたことをできるようにするなど、到底許されるものではありません。

武器使用の拡大

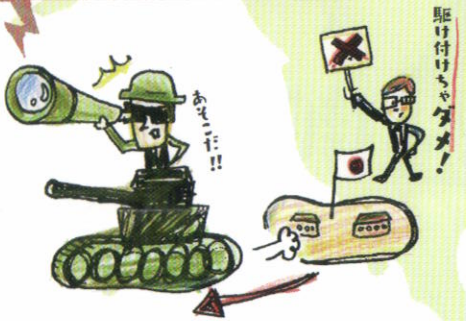

憲法9条は、「武力の行使」を禁じています。そのため、PKOなどで海外で活動する自衛隊員が武器を使用できるのは、これまで自衛隊員や隊員の管理下に入った者の生命や身体を防衛するためだけとされてきました。ところが今回の法案では、任務を遂行するための武器使用や、自己に危険がないのに駆け付けて武器を使用することもできるとしています。これらは、憲法9条の禁じる武力の行使に当たるでしょう。

紛争地で相手に反撃をすると、「戦争」に発展することは十分あり得ます。やはりこの法案は、「戦争法案」と呼ばざるをえないでしょう。

DANGER 立憲主義が危ない

そもそも立憲主義って？

近代以降、国民が憲法を定め、国家権力を憲法で縛ることで国民の人権を保障するようになりました。これが立憲主義と呼ばれるもので、歴史の中で獲得されてきた成果です。日本国憲法も99条で、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定め、政治権力を行使する者に憲法の尊重擁護義務を課し、権力の濫用を防止しています。つまり、憲法を最も守らなければならないのは、政府や国会議員なのです。

安倍内閣は……

これまで憲法によってかけられていた歯止めを、一内閣の判断ではずしていこうとしています。立憲主義に反するといわねばなりません。「国際情勢が変化した」などと言っていますが、国会審議の中で具体的に何ら示されていません。